

仲裁関係事件手続規則（原文は縦書き）

平成一五年十一月二六日最高裁判所規則第二七号

改正 令和四年十一月七日同第一七号

改正 令和六年二月一日同第二号

仲裁関係事件手続規則を次のように定める。

仲裁関係事件手続規則

（民事訴訟規則の準用）

第一条 特別の定めがある場合を除き、仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の規定(他の法律において準用する場合を含む。次条において同じ。)により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

（令和四最裁規一七・一部改正）

（申立ての方式等）

第二条 仲裁法の規定により裁判所が行う手続の申立ては、書面でしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二 申立ての趣旨

3 第一項の書面には、前項に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 申立てを理由づける具体的事実

二 立証を要する事由ごとの証拠

三 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)

4 第一項の書面には、立証を要する事由につき、証拠書類の写しを添付するものとする。

（裁判所が行う送達）

第三条 仲裁法第十二条第二項(他の法律において準用する場合を含む。次項において同じ。)の申立てををするときは、送達を求める書面のほか、その写しを提出しなければならない。

2 仲裁法第十二条第二項の規定により送達すべき書類は、申立人から提出された前項の書面とする。

（裁判所が実施する証拠調べ）

第四条 仲裁法第三十五条第一項(他の法律において準用する場合を含む。次項において同じ。)の申立てがあった場合には、裁判所は、証拠調べの実施の方法及び内容について、当事者及び仲裁廷と協議をすることができる。

2 仲裁法第三十五条第一項の申立て(仲裁廷がするものを除く。)により証拠調べを実施する旨の決定があった場合には、裁判所書記官は、その旨を仲裁廷に通知しなければならない。

（訳文の添付の省略）

第五条 裁判所は、仲裁法の規定により裁判所が行う手続において、相当と認めるときは、第一条において準用する民事訴訟規則第百三十八条第一項の規定にかかわらず、相手方の意見を聴いて、同項の訳文を添付することを要しないものとするができる。

(令和六最裁規二・追加)

附則

この規則は、仲裁法の施行の日（平成一六年三月一日）から施行する。

附則（令和四年十一月七日最高裁判所規則第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。以下この条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年二月二〇日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中民事訴訟規則第三十二条、第七十七条、第七十八条、第九十六条及び第百六十三条第一項の改正規定、第十四条の規定、第十八条中労働審判規則第三十七条の改正規定（「第七十七条」を「第七十七条前段」に改める部分に限る。）、第二十条中非訟事件手続規則第二十一条及び第五十条の改正規定、第二十一条中家事事件手続規則第三十三条及び第百二十六条第二項の改正規定並びに第二十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十三条及び第五十三条第一項の改正規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月一日）

二 第一条中民事訴訟規則目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十条の二」に改める部分に限る。）及び同規則第一編第五章第一節中第三十一条の前に二条を加える改正規定、第三条の規定、第六条の規定、第七条中民事執行規則第十五条の二の改正規定、第八条中民事保全規則第六条の改正規定、第十条中民事再生規則第十一条の改正規定、第十二条中外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の改正規定、第十三条中会社更生規則第十条の改正規定、第十六条の規定、第十七条中破産規則第十二条の改正規定並びに第二十三条の規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）

三 第十五条の規定 改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

附則（令和六年二月一日最高裁判所規則第二号）

この規則は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第十五号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。